

2	回答	【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071	回答	【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081
		本市では、「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者施策を推進しているところであり、今後も障がいのある人や学識経験者等からご意見をいただきながら、実施状況について検証し、引き続き着実な推進に努めてまいります。 また、次期「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」につきましては、障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される大阪市障がい者施策推進協議会において審議いただきながら、障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という基本理念のもと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として現在策定を進めているところであり、国連の障害者権利委員会による総括所見や、それを踏まえた国の動向等も踏まえながら、障がいのある人も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続き施策の充実に努めてまいります。		障がい者の総合福祉施設及び情報提供施設につきましては、現時点においては設置の予定はありませんが、引き続き障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。 聴覚・言語に障がいのある方々へのコミュニケーション支援の充実は重要な課題であり、本市ではこれまでも手話通訳者や要約筆者、盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成の面では、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも引き続き、所要の財源確保や更なる施策支援の充実に努めてまいります。 また、障がいのある方が、社会の一員としてあらゆる活動に参加することができるよう、障がいの状況等に応じたわかりやすい情報発信やコミュニケーション手段の充実等に努めるとともに、緊急時に救急隊や医師が参考にできるよう障がいのある方の医療情報を提供することについては、適切な提供方法等今後関係部署と連携しながら検討してまいりたいと考えております。
3	項目	大阪市所有の空き施設を利用した障がい者の総合福祉施設の開設に言及されてから10年が経過する中、再度この設置について要望するとともに、大阪市においても障がい者の情報提供施設を設置するよう要望する。 また、手話通訳者、要約筆者、点訳奉仕員、盲ろう者通訳などの人材養成等の所要経費の確保と施策の充実に努めるとともに、マイナンバーカードや各手帳ならびに容易な情報の受発信などでのデジタル化の進展による利便性を、障がい者も享受できるよう要望する。 合わせて、意思疎通に困難性を有する、また症状によって緊急性を求められる等の様々な症状を呈する障がい者に対して、府内の自治体でもすでに導入されている「救急タグ」を配布するよう要望する。	4	近年自然災害が多発し、かつ被害も甚大化する中、今年に入ってから線状降水帯の出現により数回各地で広範囲に亘って避難指示が出されていることから、災害時避難行動要援護者へのその情報の伝達と個別避難計画の策定、ならびに避難所の設備や備品の整備について、大阪市として各区役所へのより一層の助言および指導を要望する。
		【担当】 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389		本市としましては、障がい者などの要配慮者の方への避難対策としまして、地域の自主防災組織による避難所開設訓練などの各種防災訓練時に、実際に要配慮者の方も参加する訓練を実施しております。個別避難計画の作成につきましては、内閣府の取組指針を踏まえ、各区がそれぞれ地域の実情に応じて、各関係機関と連携しながら計画の作成を進めております。